

令和4年度「沼田市農産物ブランド化支援事業費補助金」のご案内（二次募集）

協議会では、沼田市におけるブランド農産物の振興を図るため、ぬまたブランド農産物の生産者若しくは市内農業者が組織する団体が行う、農産物のブランド化及び6次産業化の事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

○ 交付対象となる方（以下の①～③を全て満たすこと）

- ① ぬまたブランド農産物認証者または市内農業者が組織する団体
- ② 市税の滞納がない。
- ③ 沼田市暴力団排除条例に規定する暴力団または暴力団員でない。

○ 助成事業の種類、対象内容及び対象経費

事業の種類	対象内容	対象経費
1 商品力向上事業	自ら生産した農産物及び農産加工品の商品力向上のための新規パッケージやPRパンフレット開発（ただし、同一商品のパッケージ及びパンフレットの年度内実施は併せて一申請とする。） ※汎用性の高いものは対象外とします。 ※ぬまたブランドに認証されていることや、認証者であることがわかるものについては審査時に加点されます。	(1)パッケージまたは、パンフレットデザインの委託費 (2)パッケージまたは、パンフレットの試作費用（上限5000部）
2 新商品開発支援事業	自ら生産した農産物を主に利用した農産加工品の開発（ただし、農産物の自己生産比率を50%以上とする。）	試作時における加工委託費等
3 新商品販売支援事業	ぬまたブランド農産物認証者が新たに販売する加工品に対して、栄養成分表示を表示するための検査（ただし、ぬまたブランド農産物認証制度実施要綱の規定による申請の要件を満たした商品であり、今後ぬまたブランド農産物の認証申請をする意思があるものに限る。（その対象品の主原材料となる農産物等が認証を受けている場合は除く。）	食品表示法に基づき表示が義務化されている5項目（熱量・たんぱく質・脂質・炭水化物・ナトリウム（食塩相当量に換算したもの））を含む検査費用（上限7項目）。

※国、県その他団体からの補助金等を受けていない、又は受ける予定のないものが対象

○ 補助額

上限10万円（補助対象事業費（税抜き）の2分の1以内）

※補助金額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

○ 申請期間

令和4年9月1日（木）～令和4年11月30日（水）

※事前にご相談ください

○ 提出書類

- ・ 補助金交付申請書（様式第1号）
- ・ 事業計画書・収支予算書
- ・ 見積書等の写し
- ・ （申請者が団体の場合）組織の規約、構成員名簿等の写し
- ・ その他会長が必要と認める書類

○ 申請及び問い合わせ先

沼田市農産物ブランド化及び6次産業化推進協議会事務局

（沼田市役所農林課農業振興係内）

沼田市下之町888番地 テラス沼田5階

電話：0278-23-2111